

## 協約・協定改訂シリーズ4

# 説明すれば労使慣行なら 何でもあいじゃん！？

**会社は協約に則って職場に組合掲示板を設置せよ！**

私たちJR東海労は、現行基本協約に則って職場に組合掲示板を設置するようこの間求めてきました。しかし、会社は基本協約に記載のない基準を設けて私たちの要求を認めようとせず、掲示板を設置されていない職場が多くあります。

私たちは、問題解決のため三重県労働委員会に不当労働行為救済の申し立てを行うなど取り組み現在は命令を待つところとなっていますが、2015年度協約・協定改訂に向けて改めて会社に申し入れを行い、組合掲示板の設置を強く求めています。



## 「慣行」を主張する会社

8月26日、本部は2015年度協約・協定改訂の第3回団体交渉を開催し組合掲示板についても議論したところですが、会社は「過去から労使間の議論においても明らかにしており、実際の運用もそれに則って行われている。」「労使の慣行として認識している。」とありもしない「慣行」を主張し議論は対立しました。

そもそも、労使慣行とは労使の双方が合意していなければ成立しません。今回の様に、会社が勝手に言い出して基本協約の定め無くても労使慣行とされるなら、協約など関係なく何でもできることとなります。まさしく「ブラック企業」と成り下がってしまうでしょう。

**私たちJR東海労はこうした会社の姿勢を許さず、  
全組合員と共に2015年度協約・協定改訂交渉をさらに闘います。**

